平成２６年（再イ）第２７号
茨城県下妻市半谷492番地30
再生債務者　沼田えみ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日　水戸地方裁判所下妻支部
平成２６年（再イ）第４５号
兵庫県姫路市的形町的形826番地３
再生債務者　高松公一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２７年（再イ）第１号
兵庫県加東市山国2004番地204　大久保ハイム103号
再生債務者　井上　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日　神戸地方裁判所社支部
平成２６年（再イ）第７号
長野市篠ノ井御幣川18番地11
再生債務者　中村　祐一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
長野地方裁判所民事部再生係
平成２６年（再イ）第８号
長野市篠ノ井御幣川18番地11
再生債務者　中村　敦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
長野地方裁判所民事部再生係
平成２６年（再イ）第７１１号
東京都墨田区八広１―27―３
再生債務者　伊東　隆一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（再イ）第４４４号
大阪府枚方市西牧野３丁目５番９―11号
再生債務者　椎屋こと　椎屋　　勲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（再イ）第４８号
兵庫県加古川市加古川町大野426番地の８
再生債務者　吉田　英哲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２６年（再イ）第２６号
静岡県富士市五貫島391番地の２
再生債務者　渡邉　友也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
静岡地方裁判所富士支部破産係
平成２７年（再イ）第４号
大阪市住吉区万代東１丁目２番13号
再生債務者　井上　隆司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（再イ）第２号
広島県東広島市西条町寺家4325番地４
再生債務者　岩松　正彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
広島地方裁判所民事第４部
平成２６年（再イ）第２４０号
神奈川県鎌倉市長谷２丁目８番５号　鎌倉コートハウス103号
再生債務者　平山　恵理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（再イ）第３９号
相模原市緑区橋本３丁目21番10号
再生債務者　塚田　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（再イ）第４号
相模原市南区新戸2326番地１
再生債務者　矢野　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日
横浜地方裁判所相模原支部
平成２６年（再イ）第２９３号
札幌市東区北34条東28丁目７番２号
再生債務者　工藤　貴士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（再イ）第２９６号
札幌市中央区北２条東８丁目90番地22　リルム北２条202号
再生債務者　渡部　美夏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（再イ）第１０号
長野県伊那市美篶3221番地１
再生債務者　三澤　　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月30日　長野地方裁判所伊那支部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別等不詳、火葬済みと推定される人骨２体
上記の人骨は、平成27年３月15日、秋田市山内字田中26番地の補陀寺霊園敷地内で発見されました。身元不明のため、当市で遺骨を保管しています。お心当たりの方は、秋田市役所福祉総務課まで申し出てください。
平成 27 年 5 月 18 日
秋田県　　秋田市長　穂積　　志